

別添7 水産業共同利用施設復興整備事業

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受けた。主要な被災地である北海道から千葉県においては、水産業が主要産業として地域経済の核となってきたと同時に、我が国国民への水産物の安定供給に重要な役割を果たしてきたところである。東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図り、国民全体への水産物の安定供給を早期に実現するためには、市町村等の共同利用施設や放流用種苗生産施設等の早期復興が必要である。

第2 事業の内容等

本事業に係る事項は下記に定めるほか、別紙及び別表に掲げるとおりとする。

1 事業内容

(1) 市町村施設タイプ

①共同利用施設復興関係

被災した市町村の共同利用施設の復興を行う事業

②放流用種苗生産施設復興関係

ア 被災した市町村の魚類・貝類種苗生産施設の復興を行う事業

イ 被災した市町村のさけ・ます種苗生産施設の復興を行う事業

③漁港施設復興関係

被災した漁港機能の回復及び漁港環境の復興を行う事業

(2) 水産加工流通業復興タイプ

市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の復興を行う事業

2 事業の実施

(1) 市町村施設タイプ

1の(1)の①から③までの中から適切な事業を選び、事業を実施するものとする。

(2) 水産加工流通業復興タイプ

① 市町村（都道府県が実施する場合は都道府県に読み替える。以下同じ。）は、自ら策定する復興計画等に基づいて事業を実施するものとする。当該事業に参加する者（以下「実施主体」という。）の選定に当たっては、市町村長（都道府県が実施する場合は都道府県知事に読み替える。以下同じ。）が定めるところにより、事業の計画を作成、提出させ、その事業の計画が市町村が実施するものとして適当であるかどうか審査の上、選定するものとする。

② 市町村は、①に基づき、実施主体を選定した後は、直ちに選定の審査結果及び実施主体を水産庁長官まで報告するものとする。

3 事業計画の策定及び審査

(1) 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記様式第1号により、被災状況、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を策定するものとする。

(2) 事業実施主体は、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分検討するものとする。

(3) 国は、事業計画の審査に当たって、実施要件を満たしているかどうか、事業内容が妥当であるかどうか、及びその実施により地域の水産業の復興に資するものかどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金を交付するものとする。

4 事業計画の変更

(1) 交付金の交付を受けた市町村は、以下に定めるところにより、事業計画の変更ができるものとする。

① 基本国費率の範囲内で、事業計画における交付金の配分を変更することができるものとする。

② ①の場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。

③ 次に定める場合は、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要するものとする。

ア 事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合

イ 実施地区又は実施主体を変更する場合

(2) (1) の③による協議は別記様式第2号により行うものとする。

(別紙)

1 採択基準

- (1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災した施設及び漁港又はその背後集落に関連する施設の整備であること。
- (2) 漁港機能の集約・役割分担を踏まえた復旧・復興方針に基づくものであること。
- (3) 費用便益分析(B/C)が1以上であること(ただし、2の(5)に定める施設及び放流用種苗生産施設については除くものとする。)
- (4) 放流用種苗生産施設においては、水産資源の維持・増養殖及びその安定供給に資するものであること。
- (5) 漁港施設においては、被災した漁港の利用状況回復に資するものであること。

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 受益対象

沿岸漁業者及び水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者を受益対象とする。

イ 施設の規模等

建物本体の建設については、当該市町村において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準(平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)及び都道府県、民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画する。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努める。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

ウ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。)が5年以上のものとする。

エ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

オ 施設撤去費

施設撤去費は当該施設の整備に伴い発生するものについては交付の対象とすることができる。

カ 交付の対象とならない施設

目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費は、交付の対象としない。また、漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

キ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。

ク 事業実施完了後の適切な管理運営

市町村は、厳正適格な実施を期するとともに、本目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ケ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付対象としない。

(2) 施設の合体の取扱い

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(4) 事業の指導監督

事業の実施に当たり、市町村は、実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(5) 費用便益分析に関する特別の扱い

以下の施設等については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

漁場・養殖場環境管理施設、水産情報高度利用施設、水産廃棄物等処理施設、

漁業研修施設及び品質・衛生管理高度化施設

なお、施設の規模等を変更しない現状復旧のための事業にあつては、費用便益分析の対象外とする。

3 助成

- (1) 国は、予算の範囲内において、事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する市町村の経費について、事業費の1.0%を上限とし、その2分の1以内に相当する金額を交付する。
- (2) 第2の2の(2)に基づき選定した実施主体に対する交付額は、市町村が当該交付金の国費の額の4分の3の額を加えた額とする。

別表

I 市町村施設タイプ

事業の内容	具体的内容	実施要件	事業実施主体
1. 共同利用施設復旧・復興関係 被災した市町村が所有する水産業共同利用施設のうち、衛生機能の高度化等を図る施設の整備			市町村
①水産物荷さばき施設	水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等		
②水産物鮮度保持施設	製氷・貯氷・冷凍・冷蔵施設		
③作業保管施設	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設		
④水産物加工処理施設	水産物の加工処理施設		
⑤水産廃棄物等処理施設	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設		
⑥水産情報高度利用施設	衛星からの海況情報や漁船の安全航行のための無線情報等の送受信施設		
⑦漁船保全修理施設	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設		
⑧海水処理施設	漁業生産や水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設		
⑨給水給氷施設	給水施設、給氷施設	・離島等の条件不利地域に限る。	
⑩水産物運搬施設	水産物の運搬船	・離島等の条件不利地域に限る。	
⑪地魚直販施設	地域の水産物を中心に販売する施設、売店、露店	・販売物の全取扱量のうち、3分の2以上が地域水産物であること。	
⑫小型漁船事故通報施設	漁業者海中転落時の自動通報等の施設		
⑬漁業研修施設	漁業、水産資源に関する研修を行うための研修室、会議室等により構成される施設		
⑭燃油補給施設	燃油補給施設、燃油運搬船、タンクローリー		
⑮陸電施設	陸電施設		
⑯漁業作業軽労化機能整備	負担軽減、事故防止、バリアフリー化のための段差解消、ユニック		

	整備等のための施設		
⑰水産物蓄養施設	漁獲物を出荷調整等のため一次的に飼育する施設		
⑱品質・衛生管理高度化施設	品質・衛生管理の強化を図るための試験研究、新製品の開発、検査・分析等を行う施設		
⑲漁場・養殖場環境管理施設	海洋観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設		
⑳高度流通情報総合管理施設	地域内の水産物情報、水産流通情報の処理・提供のための施設		
㉑小規模藻場造成	魚介類の稚・仔魚の隠れ場や育成の場として有効な海藻の繁茂する場の造成	・総事業費は1億円未満であること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。	
㉒つきいそ	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	・漁獲規制を含む漁場管理規定を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。	
㉓小規模漁場造成事業	漁獲規制、種苗放流等を組み合わせた効果的な小規模漁場の造成		
㉔漁場底質改善	漁場の底質等の改善を目的とした耕うん、整地、浚渫、有害生物の駆除	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整っていること。	
㉕海水の交流改善	湾内の漁場と外海との海水の交流状態を改善するための水路等	・総事業費は1億円未満であること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。	
㉖上記施設に附帯する施設			
㉗その他水産庁長官が特に認めるもの	水産庁補助事業等により整備した施設等		
2. 被災した市町村が所有する放流用種苗生産施設のうち、種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備		・関係道県の種苗生産施設間での連携、分業等により、低コスト化と総合的な生産能力の高い共同種苗生産体制が図られていること。	市町村
(1) 被災した魚類・貝類種苗生産施設		・種苗生産施設の整備にあつては、効率化、新技術導入等の施設の整備に係るもの。	
①陸上種苗生産施設	餌料培養棟（培養タンク及び清掃施設を含む。）、稚魚生産池、（産卵ふ化池、上屋、ホイストライン		

	及び清掃施設を含む。)、餌料培養池(上屋及びホイストライン、自動給餌・自動池清掃施設を含む)、親魚養成池(上屋及びホイストラインを含む。)	
②陸上管理運営施設	作業棟(倉庫を含む。)、機械棟、冷蔵室、事務室(宿直室を含む。)	
③海上種苗生産施設	海面畜養施設、海上育苗施設	
④給排水施設	海水貯水池(ろ過装置を含む。)、取水装置(送気装置及び各種配管、殺菌装置を含む。)	
⑤その他附帯施設等(施設に附帯する備品を含む。構内整備に当たっては施設管理運営上、水産庁長官が特に必要と認めるものに限る)	電気設備(受・変電設備、発電設備及び配線を含む。)、調温設備(ボイラー、センサー及び制御板を含む。) 排水設備、構内整備、上記に附帯する設備	
(2)被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧・復興に必要な施設		市町村
①捕獲・蓄養・採卵施設	産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室及び検卵室等を含む。)	
②ふ化施設	さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設(養魚池、ふ化槽及びびふ上槽等を含む。)	
③飼育管理施設	さけ・ます稚魚を飼育、管理するための施設(管理室、倉庫、稚魚池及び上屋施設等を含む。)	
④給排水施設	種苗生産施設等の給排水を行うための施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路等を含む。)	
⑤自動給餌・自動池清掃施設	給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設(自動給餌施設、自動池清掃施設(水流式、ブラシ式等))	
⑥環境負荷低減施設	稚魚の飼育により生じる糞等を処	

	理するための沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設等		
⑦海中飼育施設	稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。）		
⑧飼育池壁面整備	アルミ・FRPコーティング等		
⑨さけ・ますの通路に係わる整備	魚道（階段式、アイスハーバー式、バーチカルスロット式、デニール式等）		
⑩上記施設に附帯する施設（施設に附帯する備品を含む。構内整備に当たっては施設管理運営上、水産庁長官が特に必要と認めるものに限る。）			
3. 被災した市町村に所在する漁港の機能回復や漁港環境の向上に資する施設の整備	被災した漁港の利用状況回復に資するための①から⑩までに掲げる施設であって、被災した施設の復興を図るための整備又は被災による当該漁港の利用形態の見直しに伴い新たに整備することが必要であるとされる場合の整備	・原則として、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落におけるものとする。	市町村
①漁港機能改善施設			
	i 防波堤、護岸等の外郭施設	・漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	
	ii 岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、棧	

		<p>橋、浮棧橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁、物揚場、棧橋、浮棧橋等には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵又は排水溝に附帯する沈砂地、スクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。 	
	<p>iii 臨港道路等の輸送施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 	
	<p>iv 漁港施設用地の舗装等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象。 	
	<p>v 船舶離発着施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(休憩所、便所等)、浮棧橋、乗降設備、利便設備及 	

		<p>びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>②岸壁等の軽労化施設</p>		<p>・浮棧橋及びベルトコンベア、クレーン、防舷材、滑り材（船揚場）、車止め等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>③安全管理施設</p>		<p>・防波堤等の安全管理のための施設として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風・防雪設備、階段、はしご、防護柵、排水溝及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>④航路・泊地の安全対策</p>		<p>・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船、除砂に要する経費）を交付の対象。ただし、除砂を行う場合、下記の(ア)及び(イ)の要件を満たすことが必要。</p> <p>(ア) 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港</p> <p>(イ) 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港、又は突発的な要因により埋没が見られる漁港</p>
<p>⑤オイルフェンス等保管施設</p>		<p>・オイルフェンス、水域管理に必要な設備及びこれらの保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>⑥洗浄施設</p>		<p>・漁具、漁箱等を洗浄するために必要なもの。</p>
<p>⑦汚水処理施設</p>		<p>・漁港施設からの汚水を処理するために必要なもの。</p>
<p>⑧衛生管理施設</p>		<p>・漁獲物等を衛生的に取り扱うため、日射、異物混入等を防ぐ岸壁の屋根等及びこれらに附属す</p>

		<p>る設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>⑨ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設</p>		<p>・漁港漁場整備法第3条第2号の次に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>⑩清掃設備</p>		<p>・漂着物を処理するためのビーチクリーナー等の清掃設備及びその保管庫並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>⑪共同溝</p>		<p>・電気、ガス、水道等の配管等を収容する共同溝及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。</p>
<p>⑫生活排水処理施設</p>		<p>・漁業集落排水施設と宅地内の排水設備の未接続の解消を図るため、宅地内配管等の排水設備や水洗便所への改造及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するために必要なもの。ただし、以下の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たすことが必要である。</p> <p>(ア) 交付要件</p> <p>生活保護受給者が設置する排水設備や水洗便所への改造に対し、地方公共団体が助成する場合に限る。</p> <p>(イ) 地域要件</p> <p>a 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域</p> <p>b 水道水源の流域</p> <p>c 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域</p> <p>d 水質汚濁の著しい都市内</p>

		<p>中小河川の流域</p> <p>e 自然公園法（昭和32年法律第61号）第2条第1項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域</p> <p>f 養殖、蓄養が行われている水域</p> <p>(ウ) 地区要件</p> <p>漁業集落排水施設への接続率が70%に達している地域に限定</p>
⑬自然エネルギー発電施設	被災した漁港施設、共同利用施設並び及び漁業集落環境施設へ自然エネルギーを供給する場合の整備	・漁港施設、共同利用施設及び漁業集落環境施設へ太陽光等の自然エネルギーを供給するために必要な太陽電池等の供給施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。
⑭放置艇収容施設		
	i 簡易な係留施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、栈橋等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。
	ii 陸上保管・上下架施設	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。 ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。
	iii 突堤	・漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成する

		のに必要なもの。
	iv 廃船処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費。
	v 船舶等放置対策施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港漁場整備法に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの。
⑮①から⑮までの附帯施設		

II 水産加工流通業復興タイプ

事業の内容	具体的内容	実施要件	実施主体
1. 被災した市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備		実施主体⑥の者が実施する場合の要件は、次のとおりとする。 ・事業開始から5年後までに、加工・販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地域等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達すること。 ・事業実施主体において、事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画が策定されており、かつ、これらの計画が確実に実行されると見込まれること。 ・施設の能力及び規模が、地域の生産高と照らし適正であること。	①漁業協同組合 ②漁業協同組合連合会 ③漁業生産組合 ④漁業者が組織する団体（受益者が漁業者3名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。） ⑤定置漁業を営む法人（漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第6項に該当するものに限る。）
①水産物荷さばき施設	水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等		⑥①～⑤以外の民間団体
②水産物鮮度保持施設	製氷・貯氷・冷凍・冷蔵施設		
③作業保管施設	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設		
④水産物加工処理施設	水産物の加工処理施設		
⑤水産廃棄物等処理施設	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設		
⑥海水処理施設	漁業生産や水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設		
⑦給水給氷施設	給水施設、給氷施設	・離島等の条件不利地域に限る。	
⑧水産物運搬施設	水産物の運搬船	・離島等の条件不利地域に限る。	
⑨地魚直販施設	地域の水産物を中心に販売する施設、売店、露店	・販売物の全取扱量のうち、3分の2以上が地域水産物であること。	
⑩水産物蓄養施設	漁獲物を出荷調整等のため一次的に飼育する施設		
⑪品質・衛生管理高度化施設	品質・衛生管理の強化を図るための試験研究、新製品の開発、検査・分析等を行う施設		
⑫高度流通情報総合管理施設	地域内の水産物情報、水産流通情報の処理・提供のための施設		

⑬①～⑬までの附帯施設	施設と関連する事務室及び設備、機器等		
-------------	--------------------	--	--

別記様式第1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

市町村長 氏名 (印)

事業計画の提出

東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添7（水産業共同利用施設復興整備事業）の第2の3の（1）の規定に基づき、事業計画について、別紙のとおり提出する。

記

※別紙とは、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添7（水産業共同利用施設復興整備）第2の3の（1）に基づき作成する事業計画（別記様式第1号の1）

別記様式第1号の1

水産業共同利用施設復興整備事業計画

〇〇市町村

1. 事業実施計画

(1) 市町村施設タイプ

番号	施設名	事業量 (規模・能力)	事業費 (千円)	被災状況	事業実施主体及び所在地	必要性

(2) 水産加工流通業復興タイプ（公募型）

番号	施設名	事業量 (規模・能力)	事業費 (千円)	公募内容／公募スケジュール／採択要件／その他必要事項	必要性

2. 事業の内訳

(1) 市町村施設タイプ

番号	施設名	基本 国費率	事業費 (千円)	事業費国費 (千円)	積算内訳

(2) 水産加工流通業復興タイプ（公募型）

番号	施設名	基本 国費率	事業費 (千円)	事業費国費 (千円)	市町村交付 額 (千円)	積算内訳

※番号は、事業主体毎に振り付け、1と2の関係がわかるようにする。

4. 添付資料

- (1) 整備しようとする施設の資料（能力、仕様、設置場所等を示したもの。）
- (2) 管理規程
- (3) 費用便益分析（B/C）が1以上との要件のある施設については別記様式第1号の2の費用・便益分析計算書を添付すること。（水産加工流通業復興タイプについては、実施主体選定時に提出。）
- (5) 魚類・貝類の放流用種苗生産施設の整備については、都道府県等と連携・協力して効率的・効果的な共同種苗生産体制の推進が図られていることを示すことが確認できる資料を添付すること。（覚書、協定書）
- (6) 漁港施設の復旧・復興関連整備については、1.における「必要性」に代わり、別記様式第1号の3により補足資料を添付すること。
- (7) 水産加工流通業復興タイプについては、市町村長が定める復興計画等を添付すること。
- (8) その他水産庁長官が必要と認めた資料。

費用・便益分析計算書

1, 区分名, 事業実施主体等

区分・施設名	〇〇関係 〇〇施設		
事業実施主体			
管理主体			
事業年度	〇〇年度		
道県名 市町村名 地区名	〇〇県 〇〇市 〇〇地区	施設の所在地 (予定)	〇県〇市〇町 1 - 2 - 1 〇〇漁港用地内

2, 経済効果指標

社会的割引率	4.0%	投資期間	平成〇〇年
現在価値化の基準年	平成 年	総合耐用年数	
貨幣化による分析結果			
貨幣化した 効果項目			
総便益額 B	円 (割引率を4.0%として事業費を現在価値化)		
総費用額 C	円 (割引率を4.0%として事業費を現在価値化)		
費用便益比率	$(B / C) =$		
事業の定量的・定性的効果 (貨幣化が困難な効果)			

別記様式第1号の3

事業年度	地区名	実施主体	
当該地区の被災状況			
事業内容	<p>■整備内容</p>	<p>■事業実施の必要性</p> <p>(本事業による整備が当該漁港機能回復に必要となる理由を記載すること)</p>	
	<p>■漁港利用状況の回復内容</p> <p>(本事業により漁港の利用状況をどの程度回復させるのか具体的状況を記載すること)</p> <p>※例えば、「当該施設整備により漁船の受け入れ規模を〇〇隻にする」等、具体的にどのように見直すのかについて、整備前後の状況を比較して記載する。</p>		

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

市町村長 氏名 (印)

事業計画変更協議書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した事業計画を下記の理由により変更したいので、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）又は、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）別添7（水産業共同利用施設復興整備事業）の第2の4の（2）の規定に基づき、協議する。

記

1 変更理由

2 変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第1号の1水産業共同利用施設復興整備事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

別添7-1 水産業共同利用施設復興整備事業に係る取扱

第1 実施手続等

1 事業の整備の施行

事業の整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができる。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

(1) 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に対象施設の整備を実施することをいう。）

ア 現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

イ 選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

(2) 請負施行（実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

(イ) 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。

(ウ) 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

イ 工事の指導監督

(ア) 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

(イ) 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

ウ 工事の検査及び引渡し

- (ア) 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内。）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
 - (イ) 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
 - (ウ) 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。
- (3) 委託施行（実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。）
- ア 対象施設の整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。
 - イ 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

2 実施主体に係る実施手続

対象施設の整備の実施又は完了に当たり、市町村以外が実施主体の場合は次の手続を行うこと。

(1) 着工届

工事に着手したとき又は機械器具等を購入したときは、速やかにその旨を補助金の交付を受けた市町村に文書で届け出ること。

(2) 竣工届

工事が完了したときは、速やかにその旨を補助金の交付を受けた市町村に届け出ること。

(3) その他関係法規による手続

対象施設の整備の実施又は完了に当たり、建築基準法に基づく使用承認等の法令に基づく許認可等の取得又は届出を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うこと。

3 関係書類等の整備

対象施設の整備実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存すること。

(1) 予算関係書類

- ア 対象施設の整備実施に係る総会等の議事録
- イ 予算書及び決算書
- ウ 分担金（負担金）賦課明細書
- エ その他

(2) 工事施行関係書類

(直営の場合)

- ア 工事材料検収簿及び同受払簿
- イ 賃金台帳及び労務者出面簿
- ウ 工事日誌及び現場写真
- エ その他

(請負の場合)

- ア 入札てん末書類
- イ 請負契約書
- ウ 工事完了届及び現場写真
- エ その他

(委託の場合)

- ア 委託契約書
- イ 工事完了届及び現場写真
- ウ その他

(3) 経理関係書類

- ア 金銭出納簿
- イ 分担金（負担金）徴収台帳
- ウ 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用書等）
- エ その他

(4) 往復文書

補助金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

(5) 施設管理関係書類

- ア 財産管理台帳
- イ 管理規程又は利用規程
- ウ その他

4 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

(1) 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、補助の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、補助対象事業費と補助の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

(2) 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

(3) 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

(4) 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ漁業協同組合等金融機関の預金口座等を設けておくこと。

(5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第2 監督等

補助金の交付を受けた市町村は、工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、第1の2の(2)の規定に基づき実施主体の長より届出があったときは、速やかに竣工検査を行うものとする。

第3 補助対象事業費の取扱いについて

補助対象事業費の取扱いについては、1から5までのとおりとする。

1 市町村附帯事務費

交付の対象は、市町村が本事業に係る事業計画の策定及びメニューの実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

2 補助対象事業費の内容及び構成

補助対象事業費の内容は、次のとおりとする。

(1) 海上土木工事（以下「海上工事」という。）

工事費（支給品費を含む。以下同じ。）、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-1を参照）

(2) 陸上建設工事（以下「建設工事」という。）

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-2を参照）

(3) 機械器具のみの購入（以下「機械器具購入」という。）

機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-3を参照）

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

(1) 海上工事

ア 海上工事の積算については、工事費、工事雑費及び消費税相当額に区分して積算するものとする。

イ 補助対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

工事費は、当該事業の施行に必要な直接的経費とし、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、工事費については本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費に、それぞれ区分して積算するものとする。

a 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

b 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

c 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

d 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事

業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。)とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

e 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

f 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であって当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

(イ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表4に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(2) 建設工事

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 補助対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表3に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合には、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表4に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) 機械器具購入

機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。この場合、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

4 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

5 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第4 施設等の管理の方針

実施主体は、補助金事業又は間接補助金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第5 施設等の管理

- 1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとする。
- 2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であって、原則として当該対象施設の整備の実施主体となりうるものに委託して行うことができる。
- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。
- 4 実施主体が地方公共団体であり直接管理を行うことができないときは、地方公共団体の長は、法人その他の団体であって地方公共団体の長が指定するものに管理を行わせることができる。
- 5 前項の規定による管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、地方公共団体の長が定める。

第6 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第7 施設等の処分等について

- 1 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金の交付を受けた市町村の

承認を受けさせるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体の長から1の申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体に対して別表5左欄に掲げる施設等に係る補助金を交付するに当たっては、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等に準じて、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 実施主体は、補助金事業により整備した別表5左欄の施設等については、同表右欄の用途変更等制限期間内は、施設等の管理台帳（様式については、補助金交付決定通知書に付される財産管理台帳に準じる。）及びその他の関係書類を整備保管すること。
 - (2) 実施主体は、補助金事業により整備した別表5左欄の施設等については、対象施設の整備実施完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
 - (3) 実施主体が補助金の交付を受けた市町村長の承認を得て施設等を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助金の交付を受けた市町村に納付させることがあること。
- 4 上記以外の増改築等に伴う手続きについては、次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、補助金の交付を受けた道県へ届け出させるものとする。
 - (2) 補助金の交付を受けた市町村は、毎年度の(1)の届出の状況を別記様式第1号によりとりまとめ、翌年度の6月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

第8 災害の報告

補助金の交付を受けた市町村は、あらかじめ実施主体又は管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況をとりまとめ補助金の交付を受けた市町村に報告するよう指導するとともに、当該報告を実施主体又は管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、別記様式第2号により水産庁長官に報告するものとする。

第9 指導監督

- 1 補助金の交付を受けた市町村は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。
- 2 補助金の交付を受けた市町村は、施設等の管理運営状況をは握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体又は管理主体の長が関係書類の整備、施設

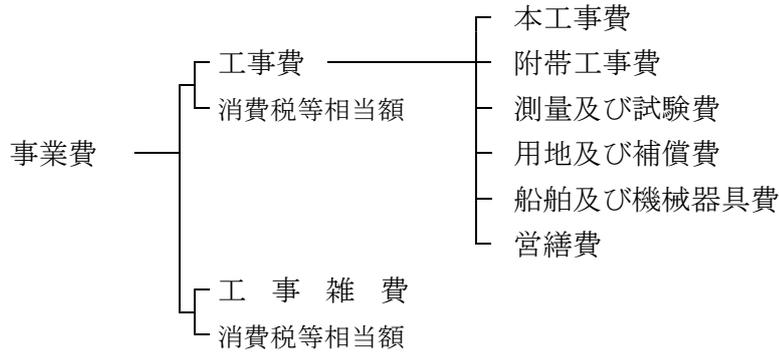
等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。

別表1 附帯事務費

区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
賃 金	非常勤職員に対する給与、諸手当
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	調査等の業務を委託する経費

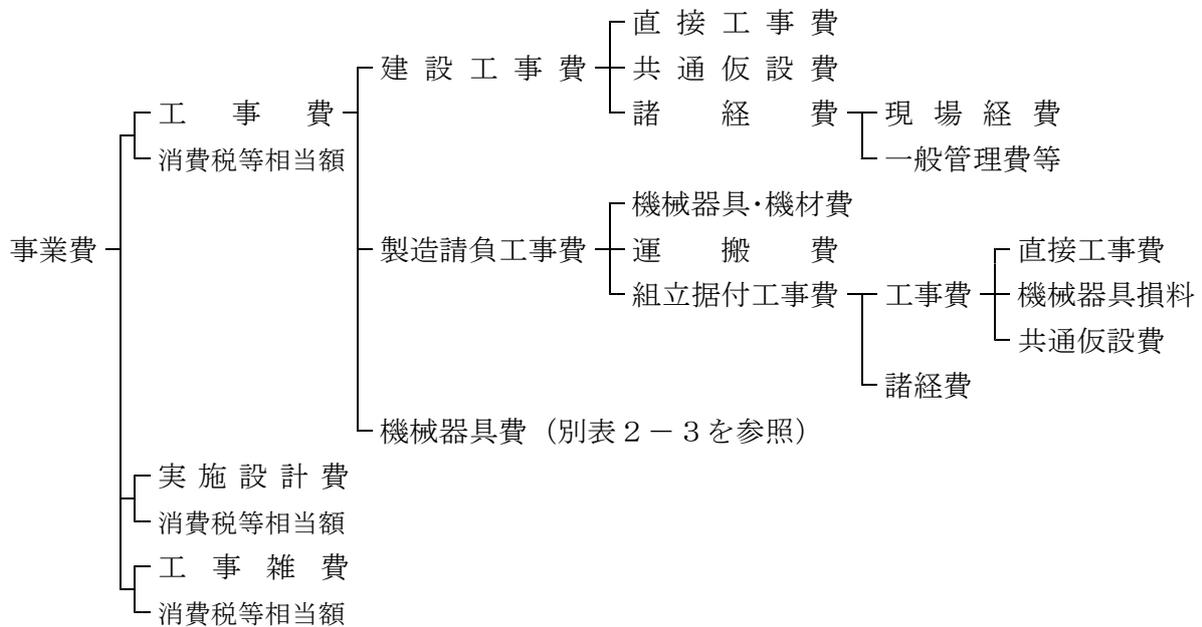
別表 2-1

対象施設の整備内容のうち海上工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



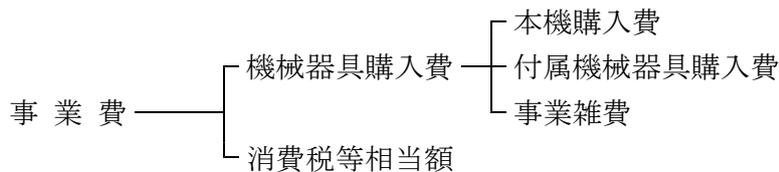
別表 2-2

対象施設の整備内容のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 2-3 機械器具購入に係る事業費構成

対象施設の整備の内容のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表3 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（補助金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別表 5

対象施設の整備 の内容	物 件 等	用途変更等制限期間
つきいそ 小規模漁場造成 事業	自然石 コンクリートブロック造 鉄筋コンクリートブロック造	農林畜産業関係補助金交付規則、減 価償却資産の耐用年数等に関する省令 の別表の構造物の欄に該当する施設等 の処分制限期間又は耐用年数に準じ る。
小規模藻場造成	コンクリート面	10年
	その他	上記の自然石等の取扱いに準じる。
	海草等（藻場の造成を目的とし て水域に植栽又は播種したも の）	5年

別記様式第1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏 名 (印)

施設等の増改築等報告書

実施主体の長より届出のあった、水産業共同利用施設復興整備事業により設置した施設等の平成〇年度における増改築等の状況をとりとまとめたので、別紙のとおり報告する。

別 紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得 年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏 名 (印)

施 設 被 害 報 告 書

平成〇年度水産業共同利用施設復興整備事業により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫補助金額、市町村負担額及び実施主体負担額等の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく道県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）